

第44回 京都府中途失聴・難聴者協会 定期総会



2022年6月4日 発行

第 44 回 定期総会 プログラムと式次第



12 時 30 分 「シースルーキャッシュ」デモ (Zoom)

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

13 時 00 分 総会開会の式典 全体司会 中野 恵子

主催者挨拶 滝野 千里

来賓挨拶 京都府健康福祉部部長 長谷川 学氏

京都聴覚言語障害者福祉協会理事長 高田 英一氏

京都府要約筆記サークル連絡会会长 向井 章代氏

京都府身体障害者団体連合会会长 福山 哲郎氏

13 時 30 分 第 44 回総会議長選出 ()

定足数確認 出席者 名 委任状 名で、会員数の過半数を満たし、総会成立。

第一号議案

2021 年度事業（活動）報告（片山）

2021 年度収支決算報告（西岡）及び会計監査（佐藤・牧野）

第二号議案

2022 年度事業（活動）方針案（滝野）及び計画案（片山）

2022 年度予算案・各ブロック単位の活動活性化に向けた予算化（西岡）

第一号議案及び第二号議案 審議 採択

第三号議案

2022~2023 年度役員体制案及び役員体制に関する規約改正案

役員の紹介（滝野）

第四号議案

2022 年度総会決議案（岡本）

第三号議案及び第四号議案 審議・採択

15 時 審議終了・議長解任

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

15 時～15 時 15 分 休憩

15 時 15 分～16 時 情報交流

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

16 時 閉会挨拶（坂本明弘）



主催者挨拶

『レインボープラン3』を元に力を合わせて歩みましょう

京都府中途失聴・難聴者協会
会長 滝野千里

木々の緑が色濃くなりました。会員の皆様には、難聴者福祉の向上にむけた取り組みに参加、様々なご協力をいただいています。私たちの願いは難聴があっても、聞こえにやさしい社会環境の中で、明るく元気に生きていく共生社会の実現です。

この4月に府知事選挙がありました。一般府民同様に、私たちはテレビ放送で情報を得たいのですが、ニュースに文字情報がありませんでした。参政権の保障を望む私たちへの合理的配慮を求めて、「政見放送を目で見る会」を実施し、候補者の公約を知りました。7月には参議院選挙や市議会議員選挙などがあります。参政権の行使への合理的配慮を継続して求めていきましょう。

聽覚障害の多様性について、府民の理解を深め、社会的な手立てを求めていく活動が私たちに求められています。2月13日に実施した「第2回きこえの懇談会」で、難聴になった時、相談できる場所が目で見てわかり、補聴器活用のリハビリ等ができる仕組みが社会に必要であると発信しています。

きこえの健康支援の仕組みを整えることが、共生社会や持続可能な地域社会に繋がっていきます。難聴は65歳以上の高齢者のほとんどに該当し、赤ん坊から児童期、青年期、成人期を含む全ての年代に見られます。私たちの協会は、若手の会員(23~55歳)が増えています。雇用分野において合理的配慮がある事業所の拡大にむけた活動に期待しています。

「京都聴覚言語障害者の豊かな暮らしを築くネットワーク」の冊子『レインボープラン3』を手元に、力を合わせて歩みましょう。他団体や各事業所と共同作業を柱とした新しい活動スタイルが、今後ますます必要になります。各ブロック単位で手を携えて、共通の諸課題を紐解いていきましょう。

ごあいさつ

第44回京都府中途失聴・難聴者協会定期総会が、多数の役員、会員、関係者の皆様の御参加のもと、開催されますことを心からお祝い申し上げます。

貴協会におかれましては、昭和54年に前身の京都府難聴者協会を創設され、当事者と要約筆記者など支援者の皆様と一緒に、府内の中途失聴者、難聴者の抱える様々な問題に長きに渡って、積極的に取り組んでこられました。

その一つとして、本年2月に開催されました、「第2回きこえの懇談会」では、聴覚情報処理障害の当事者の発表や、職場の方々と一緒に働く環境を改善された取組など紹介され、同じ悩みを抱える皆様は、多くの示唆を得られたことと思います。

また、新型コロナウイルスの感染拡大によって、とりわけ聴覚に障害のある方々は、様々な御苦労をされています。貴協会におかれましては、透明マスクの試作・普及・啓発を行うとともに、ZOOM等のIT技術を取り入れるなどにより、コロナ禍に対応する意思疎通支援の方法を実践されてきました。聴覚障害を持つ方の視点で常に新しい取組や工夫をされていることに対し敬意を表する次第です。京都府におきましても、感染拡大防止策を講じるとともに、遠隔要約筆記サービスを開始するなど、皆様の御協力を得て、聴覚に障害のある方のコミュニケーション支援に努めてまいりました。

今後も、聴覚や言語に障害のある方とない方とが相互に人格と個性を尊重しながら支えあう「聞こえの共生社会」を実現するため、全力を挙げて取り組んでまいりますので、引き続き皆様の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに当たり、会員の皆様方の京都府中途失聴・難聴者協会のますますの御健勝と京都府中途失聴・難聴者協会の御発展を心から祈念いたしまして、私のお祝いの言葉とさせていただきます。

令和4年6月4日
京都府健康福祉部
部長 長谷川 学

お祝いのことば

この度、京都府中途失聴・難聴者協会の第44回定期総会が開催されますことをお慶び申し上げます。

京都府中途失聴・難聴者協会におかれましては、聞こえに不便を感じている方々、ひとりで不安を抱えておられる方々が、安心して地域社会に参加できるよう、福祉制度や支援機器の周知、学びや交流の機会を設けるなどの取組みに、大きな役割を果たされていますことに対しまして心より敬意を表します。

今年の2月には貴協会の協力を得て、「第3回耳のことフェスタ」をオンラインで開催、中途失聴者・難聴者のコミュニケーション支援や社会参加のあり方についてのパネルディスカッション、きこえを補う支援機器の紹介を行うことができました。

しかし、今なお続いている新型コロナウイルス感染症の影響により、ソーシャルディスタンスやマスク着用などの新しい生活様式での暮らしが広がっています。そうした暮らしの中で、聴覚に障害のある方から「外出できず、情報が得られない」、「マスク越しでは、唇が読めず会話の内容がつかめない」など、コミュニケーションに支障が出ているとの声を聞き、聞こえやコミュニケーション支援の必要性を強く感じております。

京都府で施行された「言語としての手話の普及を進めるとともに聞こえに障害のある人とない人が支え合う社会づくり条例」に基づく、聴覚障害者を対象とする「聞こえとコミュニケーションのサポート事業」が始まって3年目になります。また、今年は京都府聴覚障害者協会が、日常生活用具を扱う事業所「みみ・京都」を開設しました。当法人も、業務の一部を受託し、日常生活用具の給付手続き支援や普及などに取り組みます。

今後も貴協会や関係者の皆さんとともに、当法人の理念である「すべての人々の社会への完全参加と平等」、「人々の豊かなコミュニケーションと言語（手話を含む）選択の自由が保障される社会」の実現に向けて努力していく所存です。

結びにあたり、貴協会のますますのご発展、ならびに本日ご参加の皆さまの一層のご健勝とご多幸を祈念し、お祝いのことばといたします。

2022（令和4）年6月

社会福祉法人京都聴覚言語障害者福祉協会

理事長 高田英一

京都府中途失聴・難聴者協会 第44回定期総会 ご挨拶

2022年京都府中途失聴・難聴者協会の第44回定期総会にあたりまして、一言ご挨拶とお祝いを申し上げます。

本日、久しぶりにハイブリット形式ではありますが、このように綾部市民センターで開催されたことは、本当に嬉しいですね。

日ごろは、滝野会長をはじめ多くの皆さまに支援いただいておりますことに、お礼申し上げます。長年会長を務めてまいりました佐野さんが退任いたしました。本年度から京都府要約筆記サークル連絡会会长に就任いたしました向井と申します。本日はお招きいただきましてありがとうございました。長年の佐野さんの労をねぎらっての交代で、力量も省みず大役を引き受けてしまいました。皆さまのこれまでと同様の、変わらぬご指導とお力添えをよろしくお願ひ申し上げます。

さて、私どもも、本年度は4月10日、亀岡市においてサークル代表者が、2年ぶりに一堂に会して総会を持ち2022年度のスタートを切りました。今年度は23サークル307名でのスタートです。

また、2021年度京都府要約筆記者認定試験で、手書き12名（府10、市2）、パソコン7名（府6、市1）の方が合格され、共に要約筆記者として活動されることになりました。ご指導よろしくお願ひいたします。

この2年余り、感染症の拡大の影響で、日本中がコミュニケーションをとる上で、あるいは事業の展開の上での課題に直面いたしました。このような状況のもとで貴協会が取り組まれたオンラインの活用、遠隔情報保障の必要性を京都府につよく要望され、派遣として認められるまで運動されてこられた経緯に頭が下がる思いです。

京都府はご承知のとおり南北に長く、一堂に会するのは困難です。この2年間の歩みを糧にして、手書きを含め、遠隔要約筆記制度の充実を皆さまと進めてまいりたいと思います。

皆さまと私たちは、よく言われますように、「車の両輪」として、各地で、さらには府全体で、いかなる課題が起きても手を携えて歩み続けていきましょう。

ひとつお願いがあります。私たち要約筆記者の成長には、貴協会のご意見やご指摘が必要です。今後も忌憚なくご指導いただきますようよろしくお願ひいたします。

あとになりましたが、貴協会の益々のご発展と、皆さまのご健勝とご多幸を祈念申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。

本日はおめでとうございます。

2022年6月4日
京都府要約筆記サークル連絡会
会長 向井 章代

事業	開催日	開催場所	要旨
理事会	①4月 24 日(土)	各自宅や職場から Zoom で	年度初めの理事会
	②6月 27 日(日)		第 44 回定期総会(書面決議)の報告及び YouTube 録画
	③8月 1 日(日)		各担当理事による報告及び課題について討議し、より良い活動へと繋がった。
	④10月 30 日(土)		
	⑤2月 27 日(日)		
府庁との要望懇談会	①9月 8 日(水)	各自 宅 や 職 場 か ら Zoom で	コロナ禍中に於ける課題を出しての要望。
京都府聴覚障害者協会と合同(初めて)で、府庁との要望懇談会	②10月 15 日(金)	各自 宅 や 職 場 か ら Zoom で	2団体に於ける共通の要望に絞り、いつの場合もコミュニケーションに配慮をと要望。
JOHO の発行	毎月上旬の発行で 年に 12 回	向日市福祉会館	乙訓地域の担当で、12 回を休まず発送できた。
女性・高年の集い	12月 18 日(日)	京都テルサ	3年ぶりに対面式の集いを、女性部との合同で開催。
若者の集い	3月 13 日(日)	各自宅から Zoom で	これまでの参加者や学生を中心に、深く話し合った。
要約筆記制度検討会	11月 9 日 (火)	各自 宅 や 職 場 か ら Zoom で	遠隔要約筆記の現状と課題などについて話し合う。
要約筆記後期難聴者評価	9月 20 日(月・祝) 10月 3 日(日)	京都府聴言センター 京都府聴言センター	パソコンの評価 手書きの評価
要約筆記者養成講座	11月 7 日(日)	京都府聴言センター	受講生との交流会
要約筆記事業学習会	1月 17 日(月)	綾部市市民センター 及 び 各 自 宅 か ら Zoom	要約筆記派遣についての説明を改めて受け、有意義な学びの時間となった。
要約筆記者養成講師養成講座(難聴者コース)	2月 23 日(水・祝)	京都市聴言センター	要約筆記養成講座の担当者から、講師の心構え等を教示。
聞こえとコミュニケーション事業	10月 16 日(土) 10月 27 日(水) 11月 2 日 (火)	綾部市ものづくり交 流館 八幡市立福祉会館 南丹市八木市民セン ター	北部:「自分手帳づくり」南部:「ハッピーカードづくり」中部:「スマイルカードづくり」各ブロックごとに役立つカード等を作成した。
第3回「耳のことフェス タ」	1月 15 日(土)	市民交流プラザふく ちやま・京都アスニ ー・京都府聴言センタ ーの 3 会場と各自宅 から Zoom で	職員やパネリスト等は、京都市聴言センターを拠点に集った。難聴の当事者である子供との関わり方の体験談が、特に視聴者の関心を引いた。
第 48 回耳の日記念集会 (コロナ禍のため変更)	3月 5 日(土)~ 19 日(土) : 4 地域	地域ブロックで開催 方法も工夫して実施。	1 部は全体共通の DVD 視聴。 2 部は地域ブロックに一任。

府ネットワーク委員会	奇数(隔月)の第4 金曜日に実施	ひと・まち交流館京都 京都市聴言センター	京都府内の聴覚障害に関する 各団体の代表者が集まり討議
近畿ブロック協議会	①5月 15 日(土) ②11月 20 日(土)	各自宅から Zoom で 神戸市立総合福祉セ ンター	提案事項や「第2回きこえの 懇談会」についての意見交換 など。
近畿ブロック女性部委員 会	11月 18 日(木)	大阪府福祉コミュニ ケーションセンター	各地域ごとの活動や今後の予 定について。
全難聴総会	6月 20 日(日)	各自宅から Zoom で	議案にそっての説明と承認 全国規模のオンライン参加。
全難聴女性部総会	7月 18 日(金)	各自宅から Zoom で	初めて Zoom を取り入れた
全難聴要約筆記事業研 修会	3月 19 日(土)	各自宅から Zoom ウェビナーで	日本のコミ施策の現状と展望 遠隔要約筆記事業の利用と広 がり・今と未来、Zoom 入門
オンライン運動会の動 画投稿	前期⇒7月 1 日 (木)から前期・後期 別で3月まで	各地域ごとに撮影し、 自由に投稿。	動画は皆がいきいき輝いて樂 しんでいる光景。実施された 意義があった。
第 22 回京都府障害者の 集い	11月 23 日(火・ 祝)	ガレリアかめおか	各支部 4 名までの限定参加で の開催。集合できて良かった。
京都府身体障害者団体 連合会：障害者週間啓発	12月 3 日(金)～ 9 日(木)	京都府聴言センター にて(当協会事務所所有)	障害者作業所で製作された品 を受付で配架

第2回きこえの懇談会 2022年2月13日(日) 午前10:00～午後16:00

【参加方法】京都テルサ(実行委員・関係者) 一般参加者は Zoom ウェビナーか YouTube 視聴

【主 催】全日本難聴者・中途失聴者団体連合会(⇒全難聴) 近畿ブロック協議会

【主 管】京都府中途失聴・難聴者協会 京都市中途失聴・難聴者協会

【協力団体】京都府要約筆記サークル連絡会 パソコン文字通訳を考える会京都

軽・中度難聴者グループ「かものはし」 ふく café(難聴者の居場所づくり)

【参 加 者】250 余名 当事者と支援者を中心に、言語聴覚士や認定補聴器技術者等の専門家、家
族、友人、関係団体、行政職員、府身連福山会長(国会議員)、市身連事務局長の参加も
あり、盛況だった。後援名義は、府庁など 10 団体から承諾を受けた。

【内 容】<午前> テーマ：「どこへ行く 聞こえづらくなった私は」

きこえの健康支援事業構想の具体化(しくみを構築する必要性の議論)や相談の場がない現状の
問い合わせをした。APD(聴覚情報処理障害)の当事者がパネリストとして語った現状は、難聴者と
類似している驚きがあり多くの視聴者の学びに繋がった。日本教育オーディオロジー研究会の大
沼直紀会長は、聞こえが多種多様であることや聴覚学習を義務教育の過程に入れて行く大切さを
又日本言語聴覚士協会の深浦順一会長は、言語聴覚士を育成し耳鼻咽喉科にも雇用をと助言。

<午後> テーマ：「自分らしく働く環境とは」

「見える化」の手作り資料による疑似体験。3名のパネリストから、職場でのコミュニケーション支援を求める孤独な戦い、又製薬会社でプロジェクトチームを立ち上げ、きこえに理解のある職場改善を図っている事例などが語られた。第一生命経済研究所ライフデザイン研究部上席主任研究員の水野映子氏から、健常者にもコミュニケーションの壁があると自らの経験から問題提起。近畿ブロック協議会に労働対策委員会を発足したので、全国の当事者へ「明日から今より少しでも前へ」と勇気づけできたと共に、社会に対しても当事者の働きの実態を発信できた。

2021年度収支決算書 & 2022年度予算(案)

2021/4/1～2022/3/31

収入の部				
科 目	2021年度実績	2021年度予算	2022年度予算(案)	備考
会費	513,000	504,000	513,000	
JOHO購読料	127,660	120,000	140,000	
JOHO広告料	105,000	105,000	105,000	
JOHO年賀広告料	104,000	110,000	105,000	
京都府助成金	90,000	90,000	90,000	
府身連助成金	60,000	60,000	60,000	
京都新聞社会福祉事業団	0	30,000	30,000	2021年度 申請せず
一般寄付金	115,400	0	0	2021年度 大口の寄付有り
受取利息	13	0	0	
雑収入	0	0	0	
高年の集い参加費	0	0	0	
合計	1,115,073	1,019,000	1,043,000	
支出の部				
科 目	2021年度実績	2021年度予算	2022年度予算(案)	備考
全難聴分担金	264,000	255,000	280,000	
府身連分担金	60,000	60,000	60,000	
身障スポーツ	2,000	2,000	2,000	
全難聴近畿ブロック	20,000	20,000	10,000	2021年度 2ヵ年分支払い
全難聴女性部近畿ブロック	2,000	2,000	2,000	
その他	0	10,000	0	
JOHO印刷費	268,488	277,000	277,000	
JOHO郵送費	30,835	35,000	35,000	
関定刊協会	35,000	35,000	35,000	
発送雑費	4,049	20,000	5,000	
発送消耗品	0	2,000	2,000	
事務諸経費				
会議費	79,458	60,000	70,000	総会費・Zoom使用料他
事務消耗費	1,098	5,000	2,000	
通信費	5,850	13,000	10,000	
交通費	0	15,000	15,000	
渉外費	8,000	10,000	10,000	
慶弔費	30,647	10,000	10,000	
HP維持費	3,787	5,000	5,000	
事務所室借料	36,000	36,000	36,000	
雑費	11,237	12,000	12,000	送金手数料
高年部	63,482	70,000	70,000	
青年部	40,165	45,000	45,000	
女性部	0	10,000	10,000	
要約筆記対策部	11,400	10,000	10,000	
ブロック活動費	0	0	30,000	新規予算化
雑損	0	0	0	
合計	977,496	1,019,000	1,043,000	
収支差	137,577	0	0	

2021年度末貸借対照表

2022年3月31日

科目	金額	備考	科目	金額	備考
現金	0		前受金	205,000	2022年度購読料、会費、JOHO広告料
振替貯金	240,448		前期繰越金	1,543,237	
京都銀行	1,554,456		当期収支差	137,577	
ゆうちょb/k	155,585		未払金	18,000	事務所室借料(半期分)
前払金	3,295	2022年度送金手数料	預かり金	94,302	きこえの懇談会
耳マークグッズ	1,132	耳マークストラップ 3個在庫			
ロゴマーク権利	43,200				
計	1,998,116		計	1,998,116	

2021年度 京都府中途失聴・難聴者協会 会計監査報告

財務状況、収支状況を監査しましたところ、適正に処理されています。

2022年4月27日

監事 牧野 登紀子



監事 佐藤 一恵



各ブロック単位の活動活性化にむけた予算化

- ブロック単位から協会全体の活性化に繋げていくことを目的に2022年度予算案に計上するものとする。

項目	内容
目的	<u>協会活性化に繋がる積極的なブロック単位の取り組みを後押し</u>
時期	<u>2022年度から</u>
予算額	<u>協会が負担する予算は最大1万円</u> とする。 取り組み実績を踏まえ、金額UP等を検討
手順	<ul style="list-style-type: none"> ① 各ブロックで新規会員増などの活性化に繋がる取り組みを考える。 ② 実施計画を理事メールで諮る。 ③ 理事メンバーで、その内容が活性化に繋がる取り組みであるかどうか、意見だし。最終的に会長が承認。 ④ 取り組み実施。 ⑤ 実施結果を会計に報告。支出に問題ないかチェック。 南部ブロックの取り組みの場合は、事務局長が代行。 ⑥ 実施結果承認を踏まえ、費用が1万円以内であれば、その費用を府難協から振り込み。 不足した場合には、参加者から会費徴収等、各ブロックにて負担。
実施計画	理事会メールで諮る内容は、次頁のとおり。 1週間程度、理事からの意見だし期間を設け、 <u>最終的に会長が承認</u> 。
実施結果	次頁のとおり。

実施計画報告

●ブロック取り組み計画書

1.概算予算額

円
 【内訳】
 XXXXXX
 XXXXXX

2.取り組みの概要

- (1)予定日時
- (2)予定場所
- (3)実施目的
- (4)実施内容

実施結果報告

●ブロック取り組み費用支払報告書

1.支払金額

円
 (領収書は、糊付けしてください。)

2.取り組みの内容

- (1)日時
- (2)場所
- (3)実施目的
- (4)実施内容
- (5)チラシ・写真等

*添付 領収書

2022～2023年度 京都府中途失聴・難聴者協会役員体制（案）

役職		備考欄
会長	岡本	会長は、本会を代表し、会務を総括する。京都府社会参加推進協議会委員
副会長（事務局長兼務）	片山	会長補佐、府身体障害者団体連合会（理事、結婚相談所運営委員）、京都府等涉外担当
北部ブロック長	滝野	福知山・宮津・舞鶴・綾部支部を中心に京丹後市・与謝郡等の会員拡大や北部ブロック理事会を年2回開催していく。
中部ブロック長	太田	京丹波町や亀岡支部との情報共有を図っていく。支部間の交流企画を実施する中で、会員を拡大していく。中部ブロック理事会開催。
南部ブロック長	播磨	府センター事務所管理と事務所での企画を通じて、南部ブロック理事会を開催し、会員を増やしていく（相楽支部等の発足）。事務局との連携強化。
事務局（組織部長）	阿部 (事務局員 山口)	3ブロック長との繋がりを強化し、組織拡大を具体的に進めていく。理事会の際など要約筆記者派遣担当。事務局員は事務業務補助
会計	西岡	会員拡大と資金確保に努める。
高年部長	播磨	専門部と各ブロック長及び事務局と連携し、会員拡大に繋がるように効果的に取り組んでいく。
女性部長	片山	
青年部長	林	
要約筆記事業対策部長	岡本	3ブロックから各支部1名選出
広報部（機関紙+HP）長	加藤	3ブロックから各支部1名選出
府ネットワーク委員会	阿部・加藤	聴覚障害者関係団体と共有課題の遂行
京都聴覚言語障害者 福祉協会	滝野	法人理事
	片山・阿部	事業運営協議会
	中野・折坂	法人後援会
全難聴近畿ブロック協議会	岡本・片山・西岡	会長・女性部長・労働対策委員会
ブロック 別理事	南部	播磨・工藤・西岡・朝山・脇田・森口（3支部6名）
	中部	太田・阿部・加藤・片山・折坂（3支部5名）
	北部	滝野・中野・岡本・林・植田（3支部5名）
監事	牧野・佐藤	事業の遂行等の監督と会計監査を行う。

►11支部 北部 福知山・綾部・舞鶴・宮津 中部 向日・長岡京・亀岡・京丹波町和知
南部 宇治・城陽・八幡

►理事は各ブロックから3名と全体から7名、合計16名。監事2名の構成。

（組織課題…相楽支部の立ち上げと各支部新規会員の獲得）

2022年度 事業（活動）方針 （案）

1. 手話言語及び多様なコミュニケーション条例の制定と普及に取り組むことで、聞こえにくくても安心安全に社会参加ができる環境整備に取り組んでいきましょう。
 - (1) マスク装着が日常となり、コミュニケーションに苦慮しています。行政機関の受付や各事業所等に筆談対応や透明マスクの装着を求めていきましょう。また、新型コロナウイルス感染症対策ワクチン接種時や緊急事態（災害含む）時など、文字による情報提供が円滑になれるよう求めていきましょう。
 - (2) 遠隔要約筆記者派遣制度の制定により、オンライン会議や研修会の受講ができます。いつでもどこでも必要に応じて、参加できるように求めていきましょう。
 - (3) 災害発生時に文字情報の提供を受けられる仕組みが必要です。各市町村の公共施設に、インターネットの環境整備を求めていきましょう。
 - (4) 耳マークや会話支援機器、コミュニケーションボード、音声認識アプリなどを活用し、難聴者が参加できる環境整備を当たり前に求めていきましょう。耳マークマップにより、使用できる会場や事業所の情報を普及していきましょう。
2. 「きこえの健康支援事業構想（全難聴提唱）」の啓発や理解を求めていきましょう。
 - (1) 聞こえづらくなった時、どこに相談に行くのかがわかる社会的な仕組みを、きこえの関係者と連携して作りましょう。聴力検査や補聴器適合訓練等の聴覚学習や精神・心理面で相談の場が必要です。
 - (2) 耳鼻咽喉科医（補聴器相談医）や認定補聴器業者、医療保健関係者の繋がりの中で、補聴器の装着率をあげていくことが、難聴者対策に繋がります。その理解を周知徹底していきましょう。
 - (3) 難聴者同士の体験交流、聞こえを補う周辺機器（ヒアリングループ、スマホの音声認識、屋内信号装置など）の特徴や仕組みを学び、日常生活に上手に活用していきましょう。
 - (4) 仕事や教育の場において、困ったときに関連機関と相談し解決できる仕組みを求めていきましょう。
3. 青年部・女性部・高年部の交流の場を活性化し、ひとりぼっちの難聴者をなくしましょう。
 - (1) 中・軽度の難聴者と繋がり、デシベルダウン運動を進めていきましょう。
 - (2) 合理的配慮のある職場を求め、青年部の活動強化と関係機関等と繋がりましょう。
近畿ブロック協議会「労働対策委員会」の活動に結集していきましょう。
 - (3) 高年部主催で、インターネット環境を学び、機器操作に慣れるよう学習会を開催しましょう。
 - (4) 全難聴及び近畿ブロック女性部と協同し、女性部を活性化していきましょう。
 - (5) 毎月の機関紙発行やHP発信を継続し、会員とJOHO読者の拡大に務めましょう。
4. 連帯の輪を広げていきましょう。
 - (1) 一支部で抱え込みず、ブロック内の繋がりを強めて会員を増やしていきましょう。
 - (2) 要約筆記事業対策部を軸に、府要約筆記サークル連絡会や京都聴覚言語障害者福祉協会、京都府と要約筆記者養成派遣事業の充実発展を考えていきましょう。
 - (3) 他団体（京都聴覚言語障害者福祉協会、京都府聴覚障害者協会、府ネット、府身連等）と協同し、聞こえの共生社会の実現を目指していきましょう。

月日	事業(活動)	会場
原則最初は 4 月とし、隨時決定	理事会(年 4~5 回)実施	府か市の聴言センター又は Zoom
6 月 4 日(土)	第 44 回定期総会 (書面決議が 2 回続いたが、今回はリアル会場と Zoom での承認を)	綾部市民センター及び Zoom
4 月 7 日(木)~9 日(土)	政見放送を見る会(字幕後付)	各地域別会場か各自宅から Zoom
上半期(9 月まで)	高年の集い	未定
下半期(10 月~3 月)	若者の集い	未定
1 月中旬	要サ連との合同新年会	中部ブロックの担当
毎月上旬発行(年末は 2 回)	機関紙「JOHO」の発行	向日市福祉会館
8 月下旬	府庁との要望懇談会	府庁か Zoom
未定	要約筆記制度検討会	未定
未定	要約筆記事業への協力	未定
未定	コミサポ事業	未定
6 月上旬	法人・府ネット後援会総会と レインボーまつり	京都市聴言センター
11 月下旬	法人事業運営委員会	未定
1 月 29 日(日)	第 4 回「耳のことフェスタ」	未定
奇数隔月の第 4 金曜日(全 6 回)	府ネットワーク委員会	京都市聴言センター
3 月上旬	耳の日記念集会	未定
6 月 18 日(土)	全難聴総会	Zoom
7 月 1 日(金)~3 日(日)	全難聴女性部総会	長野県松本市勤労福祉センター
5 月 14 日	近畿ブロック協議会	堺市総合福祉会館
11 月 19 日(土)	近畿ブロック協議会	堺市泉ヶ丘図書館市民センター
5 月 13 日・11 月 18(各金)	近畿ブロック女性部委員会	奈良県聴覚障害者支援センター
10 月 15 日(金)~17 日(日) (最終日は観光)	全難聴福祉大会 in 大分	J : COM ホルトホール大分 2 回の中止を余儀なくされての開催となる。
4 月 1 日(金)~30 日(土)	第 2 回きこえの懇談会 YouTube アーカイブ公開	参加者限定(事後配信のみ申し込み希望者含む)
未定	第 3 回きこえの懇談会	未定
5 月 29 日(日)	府スポーツフェスティバル	丹波自然公園
11 月 19 日(土)	第 23 回京都府障害者の集い	木津川市中央体育館
12 月 3 日(土)~9 日(金)	府身連：障害者週間啓発	四条大宮及び河原町界隈での啓発か配架になる場合もある。
4 月・7 月・10 月・2 月(4 回)	結婚相談所運営委員会	洛南福祉会館
3 月上旬	京都府耳鼻咽喉科医会公開 講座	未定(オンラインの場合もある)

※コロナ禍が長引く中、予定している事業・活動は、今後のコロナ禍の状況で判断し、開催有無や方法等を決定していく。

京都府中途失聴・難聴者協会規約(改正案)

令和4年6月4日改正

総則

第1条 本会は京都府中途失聴・難聴者協会と称する。

第2条 本会の事務所を京都府聴覚言語障害センター(城陽市寺田林の口 11-64)におく。

目的

第3条 本会の目的は次の通り。

1. 中途失聴・難聴者の福祉の増進をはかる。
2. 中途失聴・難聴者の抱える諸問題について、社会の広範な理解を促進する。
3. 中途失聴・難聴者の諸問題について、一層、調査、研究する。
4. 同じ目的及び目標を持つ組織と協力すると共に進んで社会活動に参加する。

事業

第4条 本会は第3条の目的達成のために、次の事業を行う。

1. 福祉の増進に関する事業とその調査研究
2. 会員の生活向上に関する事業
3. 厚生促進、文化教養向上に関する事業
4. 補聴器、職業、結婚、更生の相談
5. 機関紙の発行
6. 社会福祉関係団体との交流と協調
7. 親睦と扶助を促進する事業
8. その他、本会の目的達成に必要な事業

組織

第5条 本会は京都府下に在住及び勤務する正会員と賛助会員を以て組織し、原則として市町村単位を1支部とする。

第6条 府南部、中部、北部の3地域(以下ブロックと言う)を構成する。

市町村の合併で1自治体に複数の支部がある場合は、組織上、市町村単位の支部に統合するように努める。

会員

第7条 会員は正会員、賛助会員からなる。

1. 正会員は京都府下に在住または勤務する中途失聴・難聴者で、市町村支部(支部の無い地域は本部)に加入申し込みをし、会費を納入する中途失聴・難聴者。
2. 賛助会員は、本会の趣旨に賛同し、本会の活動に協力支援する健聴者。
3. 賛助会員は、会員と同等の権利と義務を有する。
4. 購読会員は、機関紙の購読者とする。

役員

第8条 本会に次の役員を置く。

会長 1名

追記

副会長 若干名 事務局長を兼ねることも出来る。

事務局長 1名

会計 1名

監事 2名

理事 各ブロックから3名、府全域から6名以内を選出する。

各ブロックから3名、府全域から11名以内を選出する。

下線を引いた通りに改正

第9条 役員の任期は2年とする。

再任を妨げない。

欠員補充の場合の任期は前任者の期間とする。

役員の選出

第10条 役員の選出は次による

1. 会長、副会長、事務局長、会計、府全域から選出する理事 6名以内、監事。
会長、副会長、事務局長、会計、府全域から選出する理事 11名以内、監事。

下線を引いた通りに改正

2. ブロック選出理事はブロックで選出し、総会で承認を得る。

3. 専門部長は理事会で選出する。

第11条 各役員の職責は次の通り。

1. 会長は本会を代表し、会務を統括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時は職務を代行する。
3. 事務局長は会長の命により会務を処理する。
4. 会計は本会の会計事務を処理する。
5. 監事は本会の会計監査並びに業務を監査する。
6. 理事は理事会に出席し、必要な事項を審議決定する。

第12条 本会は顧問及び相談役を置くことができる。

1. 顧問及び相談役は理事会が推薦し会長が委嘱する。
2. 顧問及び相談役は会長の諮問に応える。

会議

第13条

1. 本会の会議は総会、理事会、三役・ブロック長会議とする。
2. 定期総会は毎年、年度会計終了後 3ヶ月以内に開催しなければならない。
3. 臨時総会は、会長が必要と認めた時、理事会が必要と認めた時、及び会員の三分の二以上が要件を具して書面で開催を要請したときは開かねばならない。
4. 理事会は会長が招集し、必要に応じて開くことができる。
5. 三役・ブロック長会議は会長が必要に応じて招集する。
6. 会議は特別な事情がある場合、又は三役で必要と認めた場合は、オンライン会議、文書会議とすることができる。
7. 理事会、三役ブロック長会議は、構成する理事の過半数で成立し、出席者の多数決で決定する。

第14条 総会の議決方法等

1. 総会は、正会員現在数の過半数の出席により成立し、その議決には出席正会員の過半数の賛成を必要とする。
2. 但し、やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、本会に対して委任状を提出することにより、議決権の行使を妨げない。
3. 総会が 1, 2 の手続きで開催できない場合、総会の決議事項については、書面又は電磁的記録により正会員全員の過半数の同意があったときは、当該決議事項を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。但し、監事はこの可否について異議を述べることができる。

会計

第15条 本会会計は、会費、賛助会費、機関紙購読料、助成金、寄付金、広告料、事業収益、預金利息、その他雑収入を収入とし、必要経費に充当するものとする。

第16条 会費は次の通りとし、改定は総会の議決による。

1. 正会員、賛助会員の会費は年額 5 千円とし、内 1 千円は支部の運営費、支部は残り 4 千円(正会員の場合 1 千円は府本部、3 千円を全難聴)を府会計に納付する。
2. 会費は原則として支部において徴収し、支部未結成の地区においては、会員から直接会計に納入する。
3. 支部から府会計への送金は、原則として会計年度当初に会員名、金額の明細を付して納付するものとする。事情により分割納入を認める。
4. 会計帳簿及び、備品台帳等は会計担当者が記帳し会員の要求があった場合はいつでも供覧しなければならない。

第17条 本会会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日を以って終わる。

支部

第18条 各支部は本会の下部組織とし、本会の目的及び事業遂行に協力し、会員相互の親睦及び相互扶助の増進を図る。

部制

第 19 条 本会の事業目的を迅速かつ適切に行うため各種の部を設けることが出来る。

高年部・青年部・女性部等を設置し、会員の属性に応じた事業を行う。

実行委員会

第 20 条 本会の事業遂行上、また恒久的、一時的な事業に応じて、理事会の指示のもと実行委員会を設け、事業の遂行に専任することが出来る。

改 正

第 21 条 本規約の改正は理事会出席者の三分の二以上の同意を得て、総会で議決されなければならない。

付 則 1. 本規約は昭和 54 年 4 月 1 日より発効します。

2. 昭和 59 年 5 月 13 日一部改正

3. 平成 2 年 5 月 13 日一部改正

4. 平成 18 年 6 月 14 日一部改正

5. 平成 23 年 5 月 22 日一部改正

6. 平成 25 年 5 月 25 日一部改正

7. 平成 26 年 5 月 30 日一部改正

8. 平成 27 年 5 月 30 日一部改正

9. 令和元年 5 月 19 日一部改正

10. 令和 2 年 6 月 28 日一部改正

11. 令和 4 年 6 月 4 日一部改正

第44回 総会決議（案）

新型コロナの感染流行から3年目を迎ますが、未だに収束の見通しは持てません。一方では、今年の2月24日からロシアがウクライナに軍事侵攻を強行し、毎日のように尊い命が奪われています。一日も早い戦闘停止とロシアによる制圧が解除され、平和な日常を取り戻すことができることを切に願います。

さて、新型コロナ感染流行下での新しい生活様式も定着してきました。三密を避けること、ICTを活用したリモートワークの広がり、ユニバーサルマスク（防曇透明マスク）もテレビや街中で普及しつつあります。また、マスク装着でコミュニケーションが困難になった難聴者のことが新聞やテレビで取り上げられることも増えてきました。

私たちはコロナ禍でも活動を縮小することなく、学習会や理事会、懇談会などを遠隔要約筆記付きオンラインで開催し、会員や関係団体との連携を築いていきながら課題解決に取り組んできました。2月13日に開催した「きこえの懇談会」では、「きこえの健康事業支援構想」について学び、聞こえづらくなった時に相談に行けるワンストップ型の「きこえの健康支援センター」の必要性を強く感じました。また、きこえない・きこえにくくても、自分らしく生き活きと働くことができる環境作りを目指して「全難聴近畿ブロック労働対策委員会」を立ち上げ、第一歩を踏み出しました。

難聴者一人一人が多様なコミュニケーション手段（人工内耳、補聴器、要約筆記、筆談、手話、ヒアリンググループ、音声認識アプリなど）を使って、当たり前に社会参加できる環境を目指して引き続き取り組んでいきましょう。そのためにも、私たちの暮らしを支えてくれる要約筆記者の養成にも力を入れていきましょう。

1. 法律が目指す社会環境整備（意思疎通支援の体制）として、難聴者に特化した支援の具体化を求める。

2. 全ての公共施設にヒアリンググループの設置とオンライン会議が活用できるWi-Fi環境を整える。

3. 京都府聴言センターに機能拡充もために必要な財源確保を求める。

- ① 障害者手帳の認定と申請手続きができる診療所機能、きこえのリハビリなどの相談、補聴器選定や集団でのコミュニケーションができるリハビリカリキュラムの実践など総合的な支援を受けられる場。
- ② 少人数での会議がスムーズに行える機器の設置。（ヒアリンググループと相互の会話を字幕表示するシステム）

4. 障害認定の見直しと、暮らし全般において集団でのコミュニケーションができる仕組みを府と国に働きかける。

5. 補聴器の給付が実態に合うように、基準額の見直しを府と国に求めていく。

6. 要約筆記制度の充実のために

- ③ 要約筆記者養成講座の後期課程と現任者研修、講師養成研修を府の事業として府下複数個所で実施する。

- ④ 国の標準カリキュラムを京都府下の実態に合うように組み直し、基礎的な科目（前期講座）を市町村で実施し、その後の専門的な科目（後期講座）を府の事業として、少なくとも府下3か所で実施できるよう予算措置する。
- ⑤ 遠隔要約筆記を安定した制度にするために、ブロック単位で養成し派遣できる体制作り。
- ⑥ 府下全市町村で派遣事業が行えるように、要約筆記者のブロック別養成を福祉計画に盛り込み必要な予算措置を行う。
- ⑦ 要約筆記者養成と広域的な派遣事業のさらなる充実。
- ⑧ 要約筆記者養成講座における難聴者講師の養成講座の充実。

7.国政選挙や地方自治体選挙の演説会場での文字情報の保障を。また、知事選や国政選挙（衆議員・比例代表）の政見放送に字幕付与を。

